

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 衝突  |
| 発生日時                             | 平成30年5月12日 06時11分ごろ   |
| 発生場所                             | 広島県江田島市大奈佐美島北西方沖<br>安芸絵ノ島灯台から真方位195° 1,390m付近<br>(概位 北緯34° 16.7′ 東経132° 21.5′)  |
| 事故の概要                            | 遊漁船遊友は、南進中、また、プレジャーボート九条丸は、漂流中、両船が衝突した。   |
| 事故調査の経過                          | 平成30年5月23日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 遊友、5トン未満（長さ12.08m）<br>294-21663広島、個人所有<br>B プレジャーボート 九条丸、5トン未満（長さ7.70m）<br>291-27076広島、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型・特殊・特定<br>B 船長B、二級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | A なし<br>B 軽傷2人（同乗者）   |
| 損傷                               | A 船底外板右舷側に凹損等<br>B 左舷舷縁に割損等   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期<br>日出時刻：05時11分ごろ   |
| 事故の経過                            | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、レーダーを0.5海里レンジに設定し、大奈佐美島北西方沖を同市大黒神島北方沖の釣り場に向けて約21ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南進中、右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。<br>船長Aは、A船の操縦席に腰を掛けて約21knで航行した場合、船首が浮上して船首方に死角が生じることを知っていたので、ふだん、時折立つなどして船首方の状況を見ていたが、本事故時、操舵室内の操縦席に腰を掛けた体勢で操船中、死角を補う見張りを行っていなかった。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者B <sub>1</sub> 」及び「同乗者B <sub>2</sub> 」という。）を乗せ、機関を中立運転として船首を南東方に向け、釣りをしながら漂流を始めた。<br>B船は、船首部にいた同乗者B <sub>1</sub> が左舷船尾方に向かって叫んだの |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>で、船長Bが、左舷船尾方至近に迫ったA船に気付き、A船を避けるつもりでクラッチレバーを後進に操作した直後、A船と衝突した。</p> <p>同乗者B<sub>1</sub>は、船首部で転倒した。</p> <p>同乗者B<sub>2</sub>は、右舷側に退避して海中に転落した後、A船に救助された。</p> <p>同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、来援した巡視船により移送された後、病院で診察を受け、同乗者B<sub>1</sub>が左肘部筋挫傷等、同乗者B<sub>2</sub>が頸椎捻挫等とそれぞれ診断された。</p> <p>船長Bは、本事故当時、左舷中央部で同乗者B<sub>2</sub>と共に絡まった釣り糸をほどいており、周囲の見張りを継続して行っていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、それぞれ携帯電話で118番通報した。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p><b>分析</b></p>    | <p>A船は、大奈佐美島北西方沖を南進中、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大奈佐美島北西方沖で漂泊中、船長Bが、同乗者B<sub>2</sub>と共に絡まった釣り糸をほどいていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、大奈佐美島北西方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、船首方に死角が生じる場合は、立って見張りを行うなどして死角を補うこと。</li> <li>・漂泊中であっても、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>  |